

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 5 月 9 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 09 時 59 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 13 分
出 席 者	藤 川 貴 雄 豊 島 保 夫 安 井 智 子 栗 津 明 南 谷 清 司 後 藤 徹	
欠 席 者		
オ ブ ザ ー バ ー	議 長 野 口 佳 宏 副 議 長 原 一 郎	
傍 聴 者	花 村 隆	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	國 枝 副 市 長 高 橋 総 務 部 長 藤 井 議 会 事 務 局 長 浅 井 議 会 総 務 課 長 堀 議 会 総 務 課 課 長 補 佐 森 議 会 総 務 課 主 任	
協 議 事 項	・ 第 2 回 臨 時 会 に つ い て	

【開会＝午前 9 時 59 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。第 2 回臨時会について協議を行います。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いします。

まず、市長提出案件について、執行部から説明願います。副市長、お願いいたします。

副市長

それでは、令和 7 年 5 月 13 日開会の第 2 回羽島市議会臨時会において、審議をお願いする付議案件について、ご説明いたします。

付議する案件の内訳は、専決処分の報告並びにその承認 3 件、人事案件 1 件、令和 7 年度補正予算 1 件、工事請負契約の変更 1 件、以上 6 件です。それでは順次説明します。

議案書の 3 ページをお願いします。「承第 2 号 専決処分の報告並びにその承認について」です。

同ページ下段の「専第 5 号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」、3 月 31 日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

議案要綱の 3 ページをご覧ください。主な改正内容としては、まず、軽自動車税に関することについて、排ガス規制に対応等するため、第一種原動機付バイク（原付一種）の区分基準に、総排気量 125cc 以下かつ最高出力が 4 kW 以下に制御したバイクが追加されました。これに伴い、当該新基準原付バイクの軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円としたものです。

また、身体障害者等に対する種別割の減免申請の際に必要なとする運転免許証の掲示方法について、特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの掲示による方法を追加したものです。

次に、固定資産税に関することについて、大規模の修繕等が行われたマンションについては、修繕工事を行った翌年度の建物部分の固定資産税を 3 分の 1 減額する特例がございますが、当該特例を受けるには区分所有者等から申告書の提出が必要でした。今回の改正により、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、一定の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することが

できることとしたものです。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けたものです。

次に、13 ページをお願いいたします。「承第 3 号 専決処分の報告並びにその承認について」です。

同ページ下段の「専第 6 号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、3 月 31 日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

議案要綱の 4 ページをご覧ください。改正内容としては、基礎課税額に係る課税限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円から 26 万円に、それぞれ地方税法施行令に定められた限度額としたものです。

また、軽減判定基準の算定における被保険者 1 人あたりの加算額について、5 割軽減措置に係るものを 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に、2 割軽減措置に係るものを 54 万 5,000 円から 56 万円にそれぞれ引き上げたものです。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けたものです。

次に、17 ページをお願いします。「承第 4 号 専決処分の報告並びにその承認について」です。

18 ページの「専第 7 号 令和 6 年度羽島市一般会計補正予算（第 13 号）」について、3 月 31 日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。補正内容は、地方譲与税、各種交付金、国庫支出金、寄付金等の歳入額の確定による財源振替で、金額の増減はございません。

次に、33 ページをお願いします。「議第 39 号 羽島市固定資産評価員の選任について」です。

令和 7 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、新たな固定資産評価員として税務課長の木村昌宏さんを選任することについて、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、34 ページをお願いします。「議第 40 号 令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 2 号）」についてです。

歳入歳出予算に 1 億 8,297 万 4,000 円を追加し、総額を 267 億 3,415 万 9,000 円とするものです。補正内容は定額減税補足給付金支給事業等です。財源は国庫補助金等を充てるものです。

次に、42 ページをお願いします。「議第 41 号 工事請負契約の変更について」です。

	令和6年3月26日付けで可決された羽島市役所旧本庁舎・中庁舎解体工事に係る工事請負契約について、契約金額を変更したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。 原契約金額は5億6,430万円、変更契約金額は5億9,727万4,700円で、増加金額は3,297万4,700円です。 変更の理由は、令和7年3月定例会において議決をいただきました補正予算に係る議案提出の際にご説明いたしましたが、旧本庁舎・中庁舎解体事業における杭抜き工事において、一部基礎杭の掘削深度が深く、当初想定よりも軟弱な地盤であったことや、地下水の影響により、掘削面が崩壊する事案が発生したため、周辺地盤の鋼矢板による土留め、矢板施工の工事を行う必要が生じたことによるものです。 以上、今臨時会においてご審議をお願いする付議案件について、その概略をご説明申し上げます。 なお、人事案件に係る議案として、市議会議員の方の中から選任されます「羽島市監査委員の選任について」、臨時会の中で追加提出させていただく場合がございますので、よろしくお願いします。
藤川委員長	皆様、ご質問はよろしいでしょうか。 〔発言する者なし〕
藤川委員長	それでは、執行部は退席していただいて結構です。 〔執行部退席〕
藤川委員長	次に、会期日程等について、局長説明を願います。
議会事務局長	では、会期日程等につきまして、事務局から説明させていただきます。 今臨時会に提案される案件は、先ほど副市長から説明がありましたとおり、専決処分の報告等が3件、人事案件が1件、補正予算が1件、契約の変更が1件、合計6件であります。よって会期は1日間でお願いしたいと思います。 次に、議事の進行につきまして、市長から提出案件の説明、関係部長からの詳細説明後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めることとなりますので、よろ

藤川委員長	しくお願いします。 続いて、正副議長等から辞職願が提出された場合の議事の進め方について、説明いたします。 まず、辞職願が提出された段階で日程に追加し、辞職許可、選挙と進めます。 次に、役員人事等についても、日程に追加して行います。各常任委員会、議会運営委員会は任期満了に伴う改選となります。議会改革特別委員、広報広聴委員は辞任していただいてからの選任となります。 さらに、監査委員の選任に関する議案が提出されましたら、日程に追加し、説明を求めた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めていただきます。 以上、日程と議事進行について説明させていただきましたが、併せて、その他事項として、閉会中の継続調査の申し出と委員名簿の配付について説明させていただきます。 まず、閉会中の継続調査の申し出について、委員会の活動は議会の開会中に限られておりますが、所管事務調査の継続調査の申し出を行うことにより、閉会中において特定の事務調査が実施できると考えられます。 よって、委員会としては案のとおり、所管事項について、会議規則第 104 条及び第 110 条により、予め閉会中の継続調査を議長に申し出をしていただくものです。 なお、この閉会中の継続調査については、昨年までは継続審査という名称でしたが、羽島市議会においては地方自治法第 109 条第 8 項で規定の継続審査に、各所管の事務調査を加えたものを議長に申し出る形となっており、地方自治法との差別化を図るため、今回より継続調査と名称を改めるものです。 次に、委員名簿の配付について、各常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会などの委員を選任することになりますが、本会議場に配付する名簿は、委員会ごとに委員の氏名を記載した名簿となりますので、よろしくお願いいたします。 なお、予算決算特別委員会、議員定数・報酬等検討特別委員会につきましては、現在の正副委員長、委員の氏名を記載したものを配付しますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。 会期日程については局長から説明のあったとおり、進めてよろしいでしょうか。
--------------	--

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議なしと認めます。会期は1日間として、日程は局長の説明のとおり進めることといたします。 また、議会で実施するアンケートの実施に係る補正予算について、臨時会で上程しますので、ご承知おきください。 議長、何かありますか。 〔発言なし〕
藤川委員長	副議長、何かありますか。 〔発言なし〕
藤川委員長	これにて議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。 【閉会＝午前10時13分】